

苫小牧港の新プロモーションビデオが完成しました！

苫小牧港について紹介するプロモーションビデオを15年ぶりにフルリニューアルしました。

苫小牧港探検隊の一行が、苫小牧港を舞台として、西に東に、過去に未来に、その秘密に迫る、子供から大人まで楽しむことができる探検風ストーリー！

幅広い人々に見ていただけるように多言語で制作しています。(5ヶ国語：日本語、英語、中国語、韓国語、ロシア語)

4/1(月)から予告編、4/25(木)から本編をYouTubeで配信しますので、苫小牧港の魅力をぜひご覧ください。

プロモーションビデオ

苫小牧港の新PVが爆誕！

#苫小牧港 #苫小牧港探検隊 #おもしろ動画 #港の紹介 #フェリー #コンテナターミナル #北海道



苫小牧港管理組合
Tomakomai Port Authority

☎ 0144-34-5905

港湾空港部の新体制のお知らせ

港湾計画課の新体制

港湾の整備、利用及び保全並びに航路の整備及び保全に関する計画、事業計画に関する業務等を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-709-2137
FAX : 011-709-2147

港湾計画課長 早川 哲也
(内5611)

課長補佐
宮脇 成人
(内5613)

総務・広報
関連業務

上席専門官
齊藤 健治
(内5610)

港湾計画管理官
谷 拓歩
(内5614)

予算
関連業務

上席専門官
小葉松 和也
(内5616)

課員
上野 遊馬
(内5616)

計画・評価
関連業務

上席専門官
横山 慎司
(内5666)

専門官(計画)
鈴木 亨
(内5629)

課員
平尾 隆朗
(内5629)

専門官(評価)
小林 雅輝
(内5618)

港湾企画官
柴田 裕基
(内5612)

調査・振興
関連業務

上席専門官
大沢 佳宏
(内5615)

課員
米光 保貴
(内5617)

専門官
青野 奨
(内5649)

課員
奈良 恭兵
(内5635)

港湾建設課の新体制

直轄港湾の工事・業務における入札契約や事故防止対策のほか、ICTやCIM活用等の生産性向上方策に加え、構造設計や災害復旧事業を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-700-6769
FAX : 011-709-2147

港湾建設課長 櫻井 義夫
(内5621)

課長補佐(総務) 小松 緑
(内5623) ※負担金担当

予算管理

上席専門官(総務)
梁取 和貴
(内5620)

課長補佐(実施) 石山 祐司
(内5625)

直轄事業実施・
災害復旧

上席専門官(実施)
寺田 卓史
(内5624)

課員(実施)
阿部 奈緒美
(内5624)

入札契約・施工基準・
工事安全

専門官(実施)
中村 友哉
(内5626)

課員(実施)
谷 昂祐
(内5626)

課長補佐(技術) 林 誉命
(内5627)

構造設計・技術基準・
技術開発

専門官(技術)
船橋 雄大
(内5628)

課員(技術)
川口 拓也
(内5648)

課員(技術)
千葉 拓永
(内5648)

港湾空港部の新体制のお知らせ

港湾行政課の新体制

国有港湾施設の管理手続きや実地監査、港湾関係補助事業及び交付金事業の交付決定の他、港湾の施設の維持管理に関する業務等を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-709-2321
FAX : 011-709-2147

港湾行政課長 先川 光弘
(内5641)

港湾管理官 松本 幸樹
(内5659) ※港湾管理

課長補佐 阿部 直哉
(内5642) ※維持保全・助成

港湾管理

上席専門官 (管理)
惣田 俊次 (担当: 室蘭)
(内5667)

専門官 (管理)
(担当: 函館・小樽・釧路)
村田 明
(内5667)

専門官 (管理)
(担当: 網走・留萌・稚内)
三村 展代
(内5619)

維持保全・助成

上席専門官 (技術)
上野 泰嗣
(内5644)

上席専門官 (技術)
伊東 公人
(内5644)

専門官
北清 一樹
(内5643)
※交付金事務窓口

空港・防災課の新体制

国が設置・管理する空港の整備及び災害復旧に関する事務、港湾・空港に関する防災・危機管理対策、港湾の保安対策業務等を所掌しています。

(代表) : 011-709-2311
(直通) : 011-700-6773
FAX : 011-709-2147

空港・防災課長 星 道太
(内5631)

港湾保安管理官 時田 恵生
(内5622)

課長補佐 松本 隆一
(内5632)

港湾保安業務

上席専門官 (港湾保安)
木下 靖久
(内5602)

課員 (港湾保安)
矢野 大地
(内5636)

港湾防災業務

上席専門官 (港湾防災)
加藤 幸輝
(内5668)

課員 (港湾防災)
川本 遼
(内5669)

空港事業・空港防災業務

上席専門官 (空港技術)
山岡 広幸
(内5645)

専門官 (空港技術)
久保田 寛崇
(内5633)

課員 (空港技術)
太田 隼暢
(内5633)

上席専門官 (総務)
田岡 剛
(内5630)

令和6年能登半島地震 被災地支援

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣

TEC-FORCEの高度技術指導班（港湾）の第2陣として、早期復旧に向けた構造設計の検討や復旧工事の発注に向けた積算作業のため、港湾建設課の船橋専門官を北陸地方整備局へ派遣しました。

派遣期間は3月4日から3月28日までの約1ヶ月間、北陸地方整備局新潟港湾空港技術調査事務所で任務にあたり、3月29日に帰還しました。



出発式(R6.3.1)



北陸地方整備局での活動状況

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動内容

第1陣として派遣した上野課員は、震源地に近い飯田港において支援船等が入港可能となるよう岸壁の応急復旧工事の積算を行いました。チームとしては、臨港道路や岸壁など管内8港湾63施設の復旧工事に携わりました。

第2陣として派遣した船橋専門官については、輪島港第四防波堤等の本復旧について関係機関と調整を行いました。チームとしては石川県内8港湾と2港湾海岸に関する現地調査や構造検討業務など全13件の発注にも携わりました。



北陸地方整備局HPより

<https://www.hrr.mlit.go.jp/press/2023/3/240301honkyoku1.pdf>

令和6年能登半島地震に対する北陸地方整備局の対応について(第50報)

(港湾空港部 空港・防災課)

「Cyber Port」 いよいよ運用

Cyber Port™ <https://www.cyber-port.net>

・国土交通省港湾局主催で3月14日(木)15日(金)の2日間、web会議形式でサイバーポート(港湾インフラ分野)説明会が開催されました。

・はじめに、港湾局技術企画課古川港湾工事安全推進官から「サイバーポート(港湾インフラ分野)の概要」について説明がありました。その中で、令和4年11月の港湾法改正により「サイバーポート」を電子処理組織として位置づけ港湾の電子化を強力に推進することや、港湾インフラ分野の登録利用者(建設会社、コンサル、大学等研究機関)の年間使用料、将来的な港湾台帳の閲覧を可能とする措置などの情報が示されました。

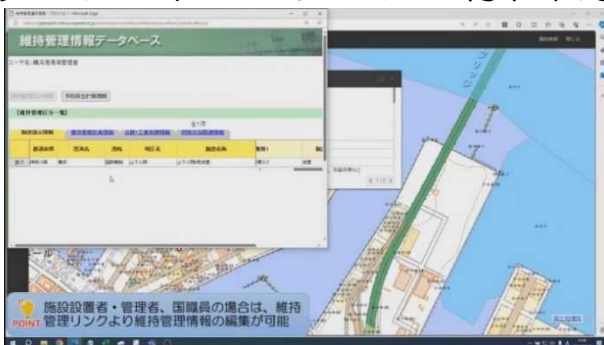


4. 港湾法改正(参考)

- 令和4年11月の港湾法改正において、国土交通大臣が設置・管理する電子情報処理組織の対象にサイバーポートを追加(1年内に施行)。
- 令和5年10月1日、改正部分が施行され、省令・告示において電子情報処理組織の対象範囲や使用料、届出について規定。

システム	使用料	使用料の負担者	料金水準の考え方	有料化のタイミング
港湾物流分野	年間79,200円/社 (月額6,600円/社相当の定額料金。ただし、減免規定あり)	港湾物流関係者 (民間事業者)	運用・保守費用と料金収入が中長期的に均衡する水準	令和8年度
港湾管理分野(手続)	港格・利用状況に応じて按分 (NACCSと同様の考え方)	港湾管理者 (※民間事業者は無料)	毎年の保守・運用費用を利用者(港湾管理者)で按分	令和9年度
港湾インフラ分野	年間108,000円/社 (月額9,000円/社相当の定額料金)	登録利用者 (建設会社、コンサル、大学等研究機関)	運用・保守費用と料金収入が中長期的に均衡する水準	令和7年度

・次に動画により操作説明がなされ、GIS画面上における施設の基本情報の表示方法や維持管理情報データベースとの連携方法、「海しる」「国土地盤情報DB」等外部システムとの連携・表示等について、デモンストレーションが行われました。



・特に維持管理情報データベースは、モバイル端末との連携が可能で、現地で得られた情報や写真がリアルタイムに登録可能(修正も可能)等、点検業務における利便性向上が期待されます。

・令和6年度はいよいよ重要港湾以上が運用開始(地方港湾は令和7年度以降を予定)。引き続き情報提供いたします。(港湾空港部 港湾建設課)

港湾や海岸、海洋の調査は「港湾海洋調査士」資格をご活用ください

港湾、海岸、海洋における調査業務は、多様化、複雑化するとともに、施設の維持管理、海洋での調査探査活動、災害時の対応等様々なニーズが存在しています。

一般社団法人海洋調査協会では、良質の調査成果を確保するとともに調査技術者の地位の保全・向上を図るために、平成8年度に「港湾海洋調査士」認定制度を創設しました。「港湾海洋調査士」は、港湾及び海岸、海洋に係る調査に関し、業務全体を指揮・監督し、調査計画を作成し、実施内容の確認、データの解析・考察を行う管理技術者、照査技術者として、深淺測量、危険物探査、土質・地質調査、環境調査、気象・海象調査、総合の6種の港湾海洋調査士資格が、国土交通省大臣登録資格として登録されています。

この大臣登録資格は、平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」により、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることが規定され、平成26年度に創設されたものです。

これにより、民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保するとともに、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されています。北海道開発局では、測量調査業務共通仕様書（港湾部門）の主任技術者資格に採用され、さらに、総合評価落札方式の技術力評価において加点評価が行われています。地方公共団体における活用事例等については、国土交通省ホームページをご覧ください。

- 国土交通省登録資格制度

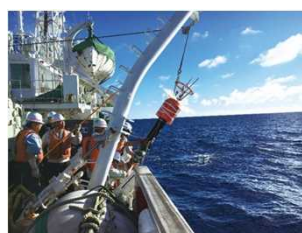
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

- 国土交通省登録資格を活用して頂くために（地方公共団体の皆様へ）

<https://www1.mlit.go.jp/tec/content/001590175.pdf>

「港湾海洋調査士」についての詳細は海洋調査協会ホームページをご覧ください。ただければ幸いです。

<https://www.jamsa.or.jp>



（港湾空港部 港湾建設課）



参考：業務区分に特化した資格

・北海道開発局では、港湾海洋調査士の他、以下の資格も評価し活用しています。

施設分野	業務分野	業務区分	資格名
港湾施設 漁港施設	点検・診断	点検・診断	海洋・港湾構造物維持管理士
	計画策定(維持管理)	維持管理計画策定業務	海洋・港湾構造物維持管理士
		機能保全計画策定業務	海洋・港湾構造物維持管理士
港湾 漁港	計画・調査 (海洋地質・土質調査)	地質・土質調査	港湾海洋調査士(総合) 港湾海洋調査士(土質・地質調査)
	計画・調査 (深浅測量・水路測量)	深浅測量	海洋・港湾構造物設計士 水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾) 港湾海洋調査士(総合) 港湾海洋調査士(深浅測量)
	計画・調査 (深浅測量・水路測量)	水路測量	海洋・港湾構造物設計士 水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾)
	計画・調査 (海洋環境調査)	海洋環境調査	港湾海洋調査士(総合) 港湾海洋調査士(環境調査)
	計画・調査 (気象・海象調査)	気象・海象調査	港湾海洋調査士(総合) 港湾海洋調査士(気象・海象調査)
	計画・調査(磁気探査) 計画・調査(潜水探査)	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士(総合) 港湾海洋調査士(危険物探査)
	設計	設計	海洋・港湾構造物維持管理士 海洋港湾構造物設計士
	設計	維持補修設計	海洋港湾構造物設計士

・北海道開発局 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の考え方について

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000093ru.html>

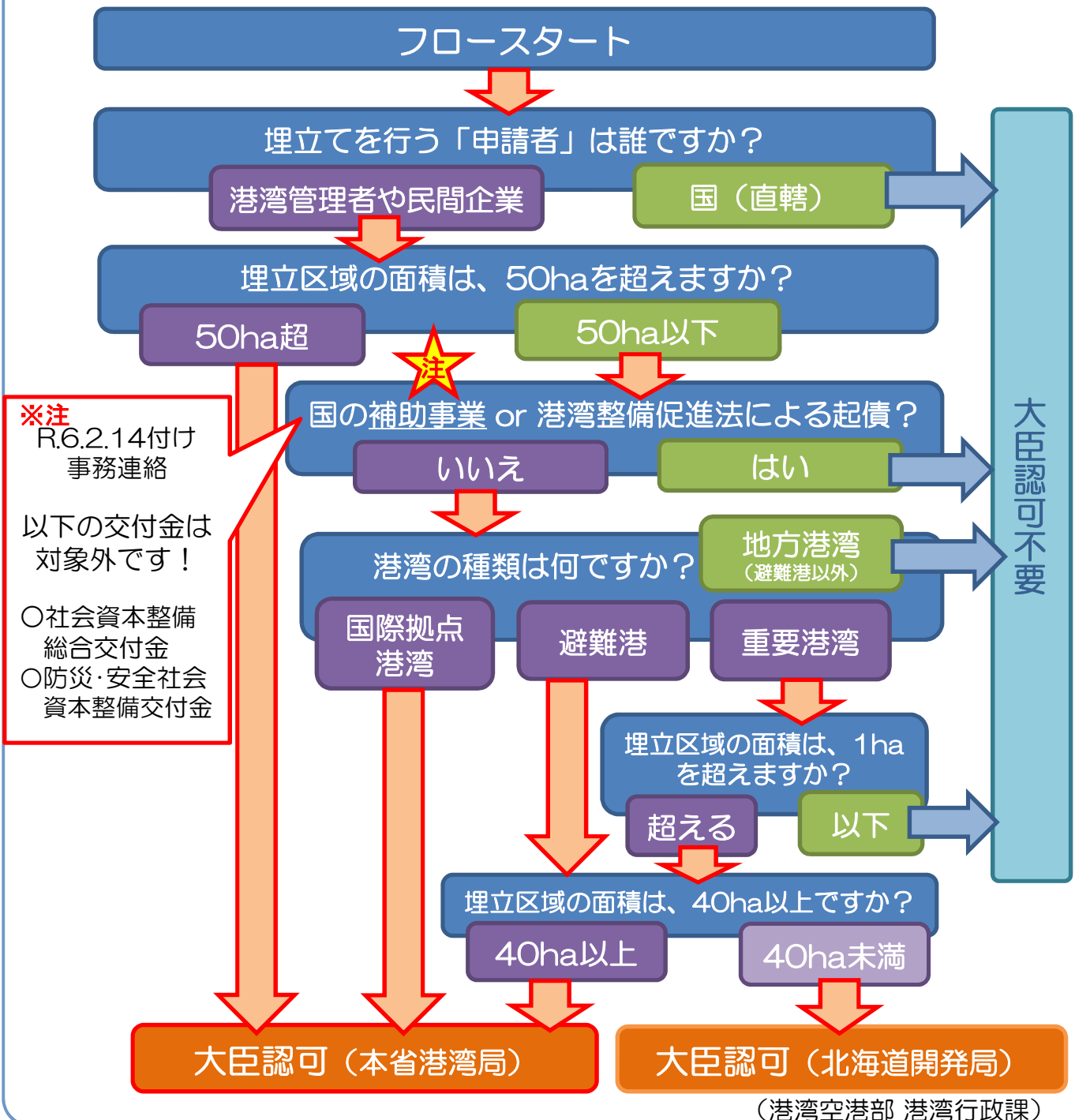


港湾行政講座 12時間目！

！ おさらい編：その埋立て、「大臣認可」が要るのでは？

港湾施設等を造成するために行う埋立てに係る「大臣認可」について、令和6年2月14日付けで本省港湾局総務課から各港湾管理者担当課長へ事務連絡が発出されています。**※注**

埋立に係る大臣認可における所要の手続きについて、今一度おさらいしてみましょう。



港湾管理 ～春のお仕事～

春になりました。取り急ぎいろいろあります。

新年度となりました。港湾管理業務を担っておられる皆様におかれましては、昨年度から引き続き業務に当たられている方、新たに港湾管理業務を担当することとなった方、さまざまおられることと存じます。

新たに配属された方にとっては、不慣れなこともあろうかと存じますところ、「取り急ぎやる作業」をご案内いたします。

引き続きご担当なさる皆様へは、念のため、よろしく願いいたします。

1 管理状況報告（港湾法施行令第17条の8）

各港に所在する国有港湾施設については、港湾管理者と管理委託契約を締結し管理をお願いしているところ、法令の定めにより管理する国有港湾施設に係る管理状況を報告いただくこととなっています。

報告を行う時期は4月30日までです。（法令に定められた事項）

法令遵守の観点からも業務処理にご留意いただき、期日厳守でお願いいたします。

2 維持管理情報データベースへの登録（4月30日まで）

「維持管理情報データベースへの登録」につきましては、3月に当課から事務連絡をお送りし、皆様に作業をお願いしています。

昨年度中に**点検を行った施設について、維持管理情報データベースへの点検結果の登録をお願い**します。（※登録も4月30日まで）

人事異動等でログインや操作等、ご不明な点がありましたら速やかに当課までご連絡ください。

3 港湾&海岸施設の安全利用点検（施設の春期点検）

各港に所在する「一般市民など不特定多数の者が利用する港湾施設」および「港湾管理者が管理する海岸保全施設」の点検につきましては、今月に当課から本省事務連絡をお送りしたところです。

つきましては、「一般市民など不特定多数の者が利用する港湾施設」については4月から6月までの期間中に、「港湾管理者が管理する海岸保全施設」については施設利用が活発となる連休前までに点検いただくようお願いいたします。

（港湾空港部 港湾行政課）